

一般社団法人日本造血細胞移植学会放射線事故対策委員会規約

第1条（目的）

一般社団法人日本造血細胞移植学会放射線事故対策委員会（Nuclear Accident Committee: NAC）は、学会員に放射線事故に関する必要な情報を提供し、その対応について学会としてのコンセンサスを形成するとともに、国内外の組織との情報交換の窓口となり、本邦における被ばく事故における学会として必要な役割を果たすことを目的とする。

第2条（事業）

本委員会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 放射線事故への対応に関する情報をホームページ、講演会などで学会員に周知するとともに、放射線事故における学会の役割や造血幹細胞移植の適応についてコンセンサスを形成する。
- 2) 被ばく医療ネットワークなど国内の組織および海外の関連学会・組織との連絡体制を構築・維持する。
- 3) 万一放射線事故が起こった場合は、必要な情報を集め学会員へ提供するとともに、必要な施策を立案するなど学会としての対応の中心となる。

第3条（委員および委員長）

委員は約10名以内とし、理事会において各領域を考慮して正会員の中から選出し、社員総会の承認により決定する。委員および委員長（以下「委員長」という）は理事会が指名するものとする。委員長は理事が担当する。

第4条（委員および委員長の任期）

委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度理事会の承認を得る。委員長の任期は2年とし再任を妨げないが、2期を限度とする。委員の改選は半数ずつ行う。

第5条（会議）

委員会は1年に1度定例会議を開催し、他においては電子メール等にて議論を行い、事業の円滑な遂行をはかる。

第6条（規約の発効）

本規約は平成25年3月9日をもって発効する。

本規約は令和2年3月5日に改定された。